

公益社団法人日本顕微鏡学会 特定個人情報等取扱規程

平成 28 年 1 月 23 日制定

第 1 条（目的）

この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）及び特定個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、公益社団法人日本顕微鏡学会（以下「法人」という）における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という）の取扱いについて定めたものである。

第 2 条（定義）

この規程における各用語の定義は以下のとおりとする。

（1）個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（2）個人番号

住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

（3）特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。番号法第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条並びに第 67 条並びに附則第 3 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。

（4）個人番号利用事務

行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

（5）個人番号関係事務

番号法第 9 条第 3 項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

（6）個人番号関係事務実施者

個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた

者をいう。

(7) 通知カード

平成 27 年 10 月以降、市区町村から住民票の住所に送付され、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載される紙製のカードをいう。

(8) 個人番号カード

氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録されたプラスチック製の IC チップ付カードをいう。

第 3 条（取扱い業務の範囲）

法人が取扱う特定個人情報等は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 従業員の所得税法等の税務関連の届け出事務
- (2) 社会保険及び労働保険関連の届け出事務
- (3) 報酬・料金等の支払調書作成事務
- (4) 上記に付随する行政機関への届け出事務

第 4 条（組織体制）

特定個人情報等の取扱いにする以下の組織体制を、理事会で定める。なお、退職や異動等によって担当が変更となった場合には、確実な引継ぎを行い上長等がその状況を確認しなければならない。

- (1) 特定個人情報等の取扱いに関する最高責任者（全体統括）
- (2) 情報管理運用責任者
- (3) 安全管理対策責任者
- (4) 事務取扱担当者

第 5 条（守秘義務）

特定個人情報等を取り扱うすべての者は、徹底した守秘義務の中で業務を遂行しなければならない。

第 6 条（法令等の遵守）

法人は、番号法及び特定個人情報保護委員会が定めた「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を遵守して運用をする。

第 7 条（責任者の役割）

各責任者の役割は、以下のとおりとする。

特定個人情報等の取扱いに関する最高責任者 (全体統括)	運用責任者及び安全管理責任者を監督し、特定個人情報等の取扱い等についてのすべての最終的な責任を負う
情報管理運用責任者	事務取扱担当者への教育や啓蒙、更には安定的な継続運用のために企画を実施し、管理等を行う役割を担う
安全管理対策責任者	システム及び物理的な対策を講じて情報が漏えいすることがないような体制を整える役割を担う

第8条 (情報漏えい対応策)

1. 各責任者及び事務取扱担当者は、情報漏えい発生時またはその可能性が疑われる場合には、速やかに所属長及び運用責任者に報告をするとともに漏えいの拡大を阻止するように対策を講じなければならない。
2. 各責任者は、情報漏えい発生時またはその可能性が疑われる場合には、事後に速やかにその原因を究明して最高責任者に報告をしなければならない。
3. 最高責任者及び運用責任者は、情報漏えい時には関係官庁への連絡を行なうとともに速やかに原因や再発防止策を公表しなければならない。
4. 運用責任者は、情報漏えい時には、影響を受ける可能性がある本人への連絡を速やかに行わなければならない。
5. 法人は必要に応じて、外部の機関やコンサルティング会社等より監査を受ける等の対策を講じることがある。

第9条 (特定個人情報ファイル作成の制限)

個人番号を取扱う者は、法令に基づき行う事務手続きに限って、特定個人情報に関するファイルを作成することができ、これらの場合を除いて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

第10条 (個人番号の提供の要求)

法人は、個人番号関係事務を行うために、本人または他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号事務実施者に対して、個人番号の提供を求めることができる。

第11条 (第三者提供の停止)

特定個人情報が違法に第三者に提供されていることを知った本人から、その提供の停止

を求められた場合にあつて、その求めに理由があることが判明したときには、第三者への提供を停止しなければならない。

第12条（取得）

1. 事務取扱担当者は、特定個人情報等の提供を受けるにあつては、その写しを紙によつて受領しなければならない。ただし、オンライン環境によつてその受領の必要性がない場合には、その限りではない。
2. 事務取扱担当者は、通知カード及び個人番号カードの原本を受領してはならない。
3. 事務取扱担当者は、通知カード及び個人番号カードを撮影してはならない。ただし、安全管理対策責任者が特別に認めた機器があれば、その機器によつてのみ撮影をすることができる。
4. 前項において、会員以外の対象者から特定個人情報等の提供を受ける場合には、法人所定の用紙（利用目的の通知及び提供同意書）に署名をもらわなければならない。
5. 事務取扱担当者は、提出された特定個人情報等の写しを速やかに情報システムに入力し、その写しは速やかにシュレッダーにて裁断処分をしなければならない。
6. 事務取扱担当者は、情報システムに入力をした特定個人情報等の確認のために印刷してはならない。

第13条（利用）

1. 取扱い事務担当者は、情報システムを利用して第3条に定める事項について申告書や申請書等を作成することができる。
2. 前項の申告書や申請書等は、行政機関等への提出分につき印刷をすることができる。
3. 情報システムの利用にあつては、安全管理対策責任者の指示による方法でしか利用することができない。
4. 事務取扱担当者は、行政機関への提出及び調査等の場合に限り、以下に定める者の許可を得て施設外（立入り禁止区域外の場所の移動も含む）に持出すことができる。この場合、紙媒体の資料のみ許可し、デジタル媒体による持出しはできない。
 - (1) 会員に関する特定個人情報等
安全管理対策責任者
 - (2) 会員以外に関する特定個人情報等
運用責任者
5. 前項において、オンライン上で申請等を行う場合には、安全管理対策責任者が定めた手順によつて行なうことができる。
6. 安全管理対策責任者は、行政機関等への申請その他の利用状況につき、事務取扱担当者のパソコン等の機器をモニタリングすることができる。事務取扱担当者は、モニタリングを拒否することはできない。

7. 支部、分科会・研究部会、各種集会実行委員会、各種委員会等から本部への特定個人情報等の連絡にあたっては、電子メールの場合には法人指定のアドレスを使用すると同時に、添付ファイルがある場合には必ずパスワードをつけて送信しなければならない。
8. 特定個人情報等の利用にあたっては、如何なる場合であってもFAXによる送受信は行ってはならない。
9. 特定個人情報等が記載された書類をその対象者に渡す場合には、密封式の封筒を用いるものとし、手渡しができない場合は簡易書留によって郵送することとする。

第14条（保存）

1. 特定個人情報等は、それが記載された書類等に係る関係法令に定める期間保存をする。
2. 紙媒体の特定個人情報等が記載された資料は、鍵付きのキャビネットに保管する等の方法により管理をする。なお、この鍵は、運用責任者または安全管理対策責任者のみが所持する。
3. 特定個人情報等は、その情報がデジタル情報による場合には、情報システム等の安全管理対策責任者が定めたソフトウェア等によってのみ保存することができ、事務取扱担当者が扱うパソコンやネットワーク上の共有フォルダ等に保存してはならない。

第15条（提供）

1. 特定個人情報等は、関係法令により必要な場合においてのみ関係行政官庁へ提供することができる。
2. 前項の提供にあたっては、簡易書留の利用等の方法により、厳重な管理方法によって提供を行わなければならない。

第16条（削除・廃棄）

1. 特定個人情報等は、関係法令により定められた保存期間を超えた場合に削除・廃棄を行うものとする。
2. 特定個人情報等の紙媒体の廃棄はシュレッダーによって粉碎後に廃棄する。
3. デジタル情報によるデータの削除については、安全管理対策責任者が指示した者によって処理をするものとし、事務取扱担当者が自己の判断によって削除をしてはならない。
4. 特定個人情報等を取扱ったパソコンを処分する場合は、会社が指定する業者により粉碎処理を施さなければならない。この場合、事後に証明書を発行してもらわなければならない。

第17条（収集の制限）

法人は、第3条に定める事務の範囲を超えて特定個人情報等を収集してはならない。

第18条（本人確認）

法人は、番号法第16条の定めにより個人番号所有者の番号確認及び身元確認を行うものとする。この場合、代理人により身元確認等を行う場合には、代理者からの委任状を提出してもらわなければならない。

第19条（組織的安全管理措置）

法人は、組織的安全管理措置を講じるために以下を実施する。

- (1) 情報漏えい等の事案発生時には、昼夜を問わず運用責任者及び安全管理対策責任者長の携帯電話へ連絡することができるようにそれぞれの責任者の携帯電話番号及びメールアドレスを公開する。
- (2) 不定期による情報漏えい事故対策訓練を実施する。

第20条（人的安全管理措置）

法人は、人的安全管理措置を講じるために以下を実施する。

- (1) 特定個人情報等の取扱いに関する留意事項等について、安全管理対策責任者及び事務取扱担当者に対して研修を実施する。
- (2) 特定個人情報等についての秘密保持については、就業規則においても明確化し、そのルールを周知する。

第21条（物理的安全管理措置）

法人は、物理的安全管理措置を講じるために以下を実施する。

- (1) 特定個人情報等を取扱うパソコンは盗難防止対策を講じる。

第22条（技術的安全管理措置）

法人は、技術的安全管理措置を講じるために以下を実施する。

- (1) システムへのアクセスは、アクセスすることができる担当者を限定し、そのアクセス状況を記録する。
- (2) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォールを設置し、不正アクセスを遮断する。
- (3) 情報システムへのログインにあたってのパスワードは、1ヵ月に1回毎に変更・更新をする。

第23条（特定個人情報等の取扱い委託）

1. 法人は特定個人情報等の取扱いについて、外部業者等に委託をすることができる。この場合、理事会による承認を得なければならない。
2. 前項における委託先は、組織的・人的・物理的・技術的な安全管理措置が客観的に講

じられている企業等でなければ委託をしてはならない。

第24条（特定個人情報等の取扱い再委託）

特定個人情報等の取扱いの再委託は、理事会の承認により再委託することができる。

第25条（事務取扱担当者への監督）

1. 運用責任者及び安全管理対策責任者は、事務取扱担当者に対しての管理及び監督をするものとし、運用方法について情報漏えいの可能性がある場合には、是正に向けて指図をしなければならない。
2. 前項における監督にあたり、安全管理対策責任者は必要に応じて是正の指図をすることができる。

第26条（苦情や相談等の対応）

特定個人情報等の取扱いについての苦情や相談等の対応は、運用責任者が担当して対応する。

第27条（違反時の対応）

この規程に違反する行為がみられた場合には、就業規則に基づき制裁処分に科すことがある。

第28条（規程の改定）

法人は、必要に応じてこの特定個人情報等取扱い規程を見直すものとする。

附 則

この規則は平成28年2月1日から施行する。